

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件
原告 辻 義則 外56名
被告 関西電力株式会社

準備書面 (89)

(泊原発札幌地裁判決における避難計画問題の位置づけについて)

2022年7月12日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高橋 典 明

同 吉川 実

同 加納 雄 二

同 田島 義 久

同 崔 信 義

同 定岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤木 達 郎

同 渡辺 輝 人

同 高橋 陽 一

同 関根良平

同 森内彩子

同 杉田哲明

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

弁護士井戸謙一復代理人弁護士 河合弘之

同 甫守一樹

同 池田直樹

同 清水脩

同 雪谷真里奈

同 関口速人

同 中川博貴

- 1 2022年5月31日、札幌地裁は、住民が北海道電力株式会社に対し、人格権に基づき、同電力泊原子力発電所1～3号機の運転差止め等を求めた訴訟において、同発電所1～3号機の運転を差し止める旨の判決（以下「別件判決」という。）を言い渡した。
- 2 上記訴訟で、住民らが人格権侵害の具体的危険があるとして主張したのは、①敷地内断層に対する安全性を欠いていること、②地震に対する安全性を欠

いていること、③津波に対する安全性を欠いていること、④火山事象に対する安全性を欠いていること、⑤防災計画が不合理であることであった。これに対し、札幌地裁は、上記③の津波に対する安全性を欠いているとの住民らの主張を認め、上記各原発の運転差し止めを命じた。よって、別件判決は、上記①②④⑤の争点については具体的判断を示していない。

- 3 しかし、別件判決は、人格権に基づく原発の運転差し止め請求訴訟における⑤の主張の位置づけを示した。この点は重要である。すなわち、札幌地裁は、次のとおり判示した。

「原告らは、本件各原子炉の運転による原告らの人格権侵害のおそれを基礎づける事実として、第2、6のとおり、主として、①敷地内地盤の安全性、②地震に対する安全性、③津波に対する安全性、④火山事象に対する安全性及び⑤防災計画の適否に関する事実を主張する。そして、これらは、いずれも原子力規制委員会が定める安全性の基準等に関連し（①ないし④は設置許可基準規則、⑤は原子力防災対策指針に関連する。）、本件各原子炉を運転するためには、その全てについて上記基準等に係る安全性の要請を満たす必要があるものであって、いずれか1つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害の恐れが認められることになる（18～19頁）。」

- 4 本件訴訟において、原告らは、多重防護の第1層～第4層の安全対策に不十分な点があるか否かにかかわらず、第5層の安全対策が不十分な場合、すなわち合理的で実効性のある避難計画が策定されていない場合は、そのみを理由に、被告による原子力発電所の運転によって原告らの人格権侵害の具体的危険があることが認められるべきであると主張してきた（例えば、原告ら準備書面(73)、(79)）。

これに対し、被告は、「第5層の防護レベルの内容の不備それ自体が原告らの人格権侵害の具体的危険性の存在を意味するものではない」などと主張し（例えば被告準備書面(57)）、原告らの上記主張を争っている。

この論点について、別件判決は明確に、本件訴訟における原告らの主張と同内容の判断を示したものであり、同様の判断を示した令和3年3月18日水戸地裁判決に続くものであって、その意義は極めて大きい。

以上